

# 就労継続支援A型・B型

就労継続支援の立上げ・運営に係るサポートを致します！

# 障害福祉サービスの種類(介護給付)

## 障害福祉サービス等の体系(介護給付・訓練等給付)

		サービス内容		
訪問系	介護給付	居宅介護	者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う(日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。)
		同行援護	者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護	者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援	者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う
日中活動系	介護給付	短期入所	者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
		生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系		施設入所支援	者 ※1	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

※1 者:障がい者 児:障害児 が利用できる

# 障害福祉サービスの種類（訓練給付）

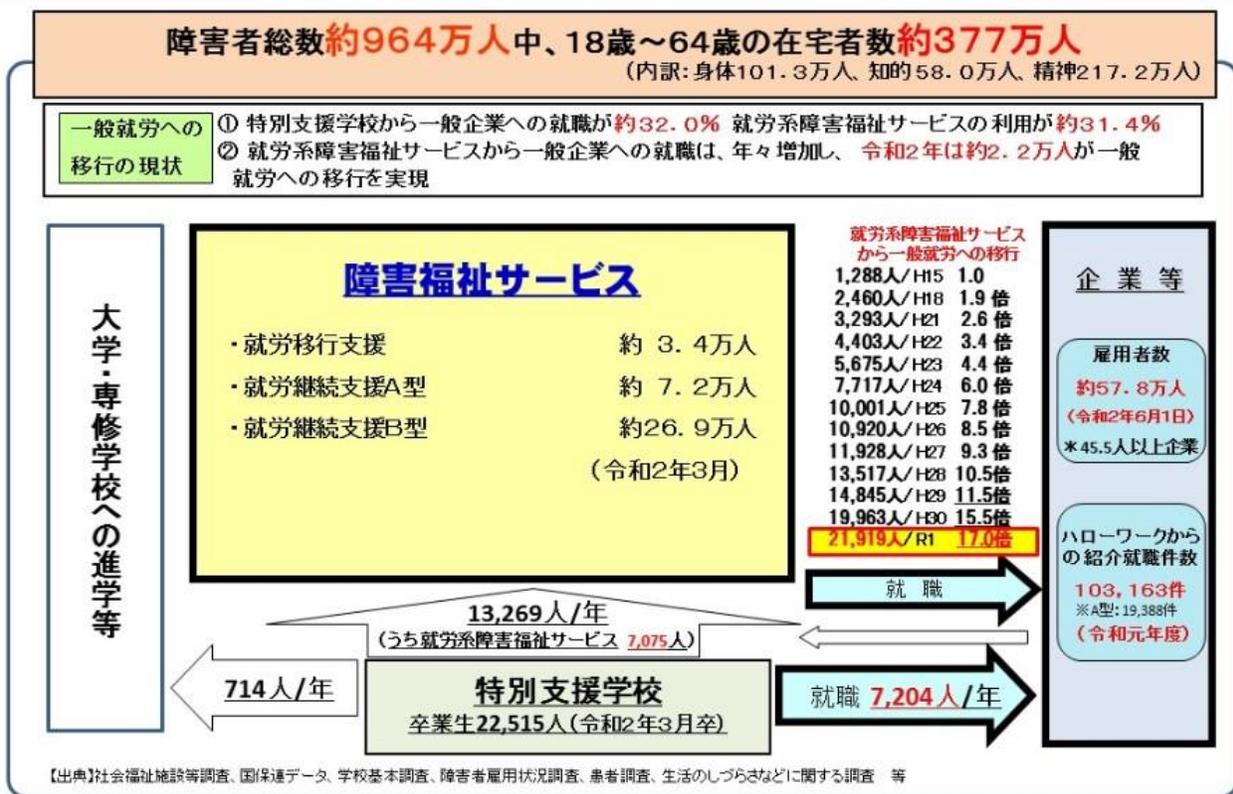
居住支援系	自立生活援助	者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
	共同生活援助	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練（生活訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（A型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（B型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労定着支援	者 ※1	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

※1 者:障がい者 児:障害児 が利用できる

介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。（引用:厚生労働省HP「[福祉サービスについて](#)」）

# 就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

## 就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ



(引用:厚生労働省 障害者の就労支援対策の状況)

## 就労継続支援A型・B型 比較表

	就労継続支援A型 (雇用型)	就労継続支援B型 (非雇用型)	就労移行支援 (最低定員20名～)
雇用契約	あり(最低賃金適用あり)	なし(最低賃金適用なし)	なし
利用料賃金	利用者が支払う場合もあり。	利用料を支払う場合もあり。	年収によっては、 利用料あり。
月額全国平均収入 (利用者の収入)	81,645円／月額 926円／時間額	16,507円／月額 233円／時間額	—
対象者	原則18歳～65歳未満	年齢制限なし	原則18歳～65歳未満
利用期間	定めなし	定めなし	2年(延長あり)

(引用: [厚生労働省 障害者の就労支援対策の状況](#))

## 基準について

---

- 人員基準
- 人員基準: サービス管理責任者
- 構造設備要件
- 運営要件
- その他関係法令

# 各種基準(人員基準)

①管理者

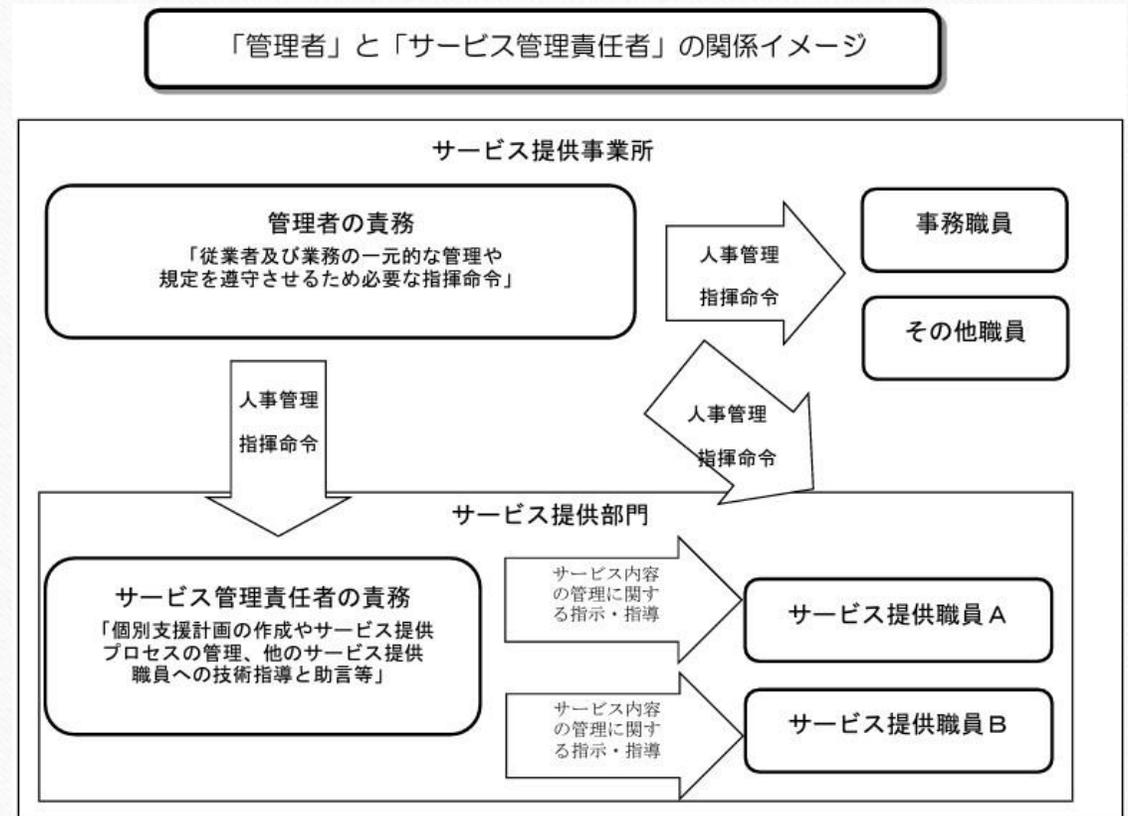
②サービス管理責任者 ※資格必要

⇒利用者60人に対し1名配置。

③職業指導員(直接処遇職員)

④生活支援員(直接処遇職員)

⇒常勤換算で、利用者6人に対し1名配置。



# 各種基準(人員基準:サービス管理責任者)

## 【サビ管配置要件】

- ①障害者(児)の支援等に関する実務経験があり、
- ②「サービス管理責任者研修(基礎・実践)」及び「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」を受講・修了していること

### 【例】

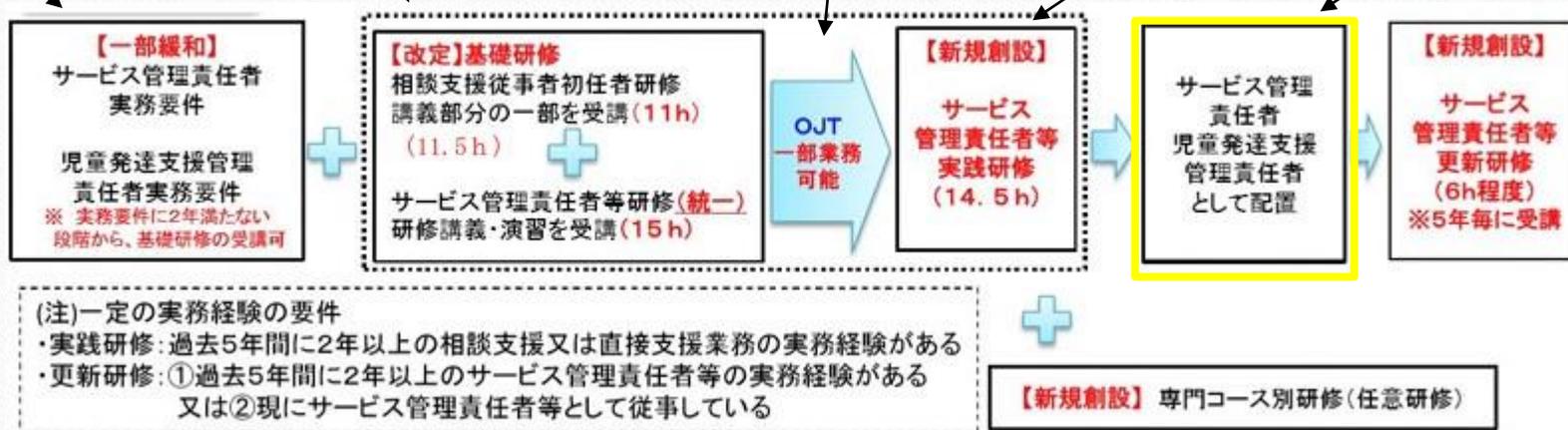
①「保育士」の国家資格を保有し、  
介護福祉施設にて世話人として5年以上勤務

②基礎研修を受講

③今後勤務予定の事業所にて  
「直接処遇職員」or「みなしサビ管」として配置  
⇒実務経験2年

④<実践研修>を受講

⑤★サビ管として配置可能



# 各種基準（構造設備要件）

## ①訓練・作業室

推奨基準：利用者 1 人あたり、3.3 m<sup>2</sup>。

少なくとも、利用者 1 人あたり 2 m<sup>2</sup>以上は確保すること。

## ②相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること。

## ③洗面所

利用者の特性に応じたもの。例：重度の障がい者を受け入れる場合は、バリアフリーの設備等

## ④便所

利用者の特性に応じたもの。例：生活介護の基準と照らし合わせた設備

## ⑤多目的室その他運営上必要な設備

相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。

面積要件は①と同様。

## 各種基準（運営要件）

	就労継続支援A型 （最低定員10名～）	就労継続支援B型 （最低定員20名～）
実施主体	社会福祉法人若しくは専ら社会福祉事業を行う者。 ⇒母体法人の他に 福祉事業専用の法人を設立する必要あり	定めなし。 ⇒母体法人の一事業部として運営できる
就労	就労機会の提供に当たって、地域の実情並びに 製品及びサービスの需給等を考慮する必要がある。 ⇒総量規制がかかっている地域あり	定めなし。
賃金	地域別最低賃金以上。 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む ことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努 めなければならない。	・工賃＝ 「生産活動収入」－「必要経費（例 原材料費等）」 ・利用者一人につき、3,000円以上の工賃支払を 計画すること。



事業所開所を検討した段階で、管轄行政の福祉課と「事前協議」が必要となります。  
就労継続支援A型については、最低賃金以上を事業収益から本当に支払えるか事業計画及び収支計画の確認があります。  
この確認については、2か月～1年近くかかる自治体もあるため、少しでも早く準備をする必要があります。

# 各種基準（その他関係法令）

①建物が建築基準法に適合すること （建築指導課）	・事業所を新築する場合は建築確認申請が必要 ・既存の建物などを利用する場合は、 変更部分の床面積の合計が200㎡を超える場合は用途変更の申請が必要 ※床面積の合計が200㎡以下の変更で、申請が不要な場合であっても、 建築基準法やその関係規定は遵守する必要がある。
②建物が消防法に適合すること （消防署）	・既存建物を事業所として使用する場合、新たに消防設備の設置等が必要になる場合がある
③その他関係法令に適合すること （都市計画課、保健所食品衛生課）	・都市計画法、農地法、食品衛生法などについても確認 ⇒許可等が必要な場合は現地確認時までには手続きを完了する必要がある
④障害の特性に応じた設備 （障害福祉課）	・便所などの設備に関する設計・施工上の標準としての技術的基準については、 事業所開所地の環境整備指針等を確認する必要がある



障害福祉課への指定申請時は、上記関係法令を全てクリアしていることを前提に審査が進みます。  
事前相談時もしくは申請時に、「その他関係法令に関する調書」の提出を求める自治体が多いです。

# 報酬の仕組み

報酬は金額ではなく「単位数」で定められています。  
 事業所が得る実際の金額は、この単位数に各サービスの地域ごとの1単位の単価(地域区分)をかけて算出します。  
 地域による家賃や人件費などの差に配慮した仕組みです。

## 基本報酬(サービス費)

1人の利用者に1日サービス提供をすると得られる  
 事業所の定員数、職員体制や事業の実績などから算出  
 ※新設の場合、「経過措置(評価点が80点以上105点未満である場合)」とみなして、  
 算定されます



## 加算(※減算)

職員配置やサービス提供に対する上乗せ分の報酬で、  
 要件を満たすと基本報酬に加えて算定できます。  
 ※ルールを満たさない状態が一定のレベルに達すると、  
 減算が適用されます

就労継続支援A型サービス費は、7段階に分かれています。  
 7段階のうち、どの単位数を算定するかは「評価点(スコア)」によって決まります。  
 評価点は「1日の平均労働時間」「生産活動」「多様な働き方」「支援力向上」  
 「地域連携活動」の5項目の点数の合計で決まります。

【就労継続支援A型の場合】

● 職員配置が7.5:1以上(サービス費Ⅰ) ※定員20人以下

職員配置	評価点(スコア)	単位数
7.5:1	(一)170点以上	724単位
	(二)150点以上170点未満	692単位
	(三)130点以上150点未満	676単位
	(四)105点以上130点未満	655単位
	(五)80点以上105点未満	527単位
	(六)60点以上80点未満	413単位
	(七)60点未満	319単位

● 職員配置が10:1以上(サービス費Ⅱ) ※定員20人以下

職員配置	評価点(スコア)	単位数
10:1	(一)170点以上	660単位
	(二)150点以上170点未満	630単位
	(三)130点以上150点未満	616単位
	(四)105点以上130点未満	597単位
	(五)80点以上105点未満	480単位
	(六)60点以上80点未満	376単位
	(七)60点未満	290単位

(スコア計算内容)

- ①一日の平均労働時間
  - ②生産活動
  - ③多様な働き方
  - ④支援力向上のための取り組み
  - ⑤地域連携活動
- 上記5項目について評価して、  
 200点満点にて算定しています。

初年度 経過措置の場合

# 収益モデル例(就労継続支援A型)

## 収益モデル例(月間収支) 令和3年度報酬

経常収支	収入	①訓練等給付費収入	1,144,600
		②就労支援事業費収入(売上)	5,000,000
		助成金・補助金収入	0
		<b>経常収入計(1)</b>	<b>6,144,600</b>
	支出 (事業費)	利用者給与	1,460,000
		就労支援事業費	13,000
	支出 (管理費)	従業員給与	512,000
		水道光熱費	35,000
		通信費	20,000
		保険料	20,000
		地代家賃	200,000
		その他雑費	100,000
		<b>経常支出計(2)</b>	<b>887,000</b>
経常収支差額(3) =(1)-(2)	2,489,000		



②就労支援事業費収入(売上)で得た売上は、原則利用者への還元や積立が求められています。本事業は、営利目的の事業ではなくあくまで福祉事業であるため請負業者(母体法人)への還元にて、組織全体の売上を向上させる仕組みを作る必要があります。

【例】愛知県名古屋市にて就労継続支援A型を開業する場合

○収入

①訓練等給付費収入

■定員区分/職員配置区分

- ・定員:10名
- ・基本報酬の単位数:利用者1人につき、1日あたり527単位(※)
- ・地域区分:3級地(愛知県名古屋市)
- ・1単位あたりの単価:10.86円(就労継続支援A型/3級地)

●利用者1人が1日利用した場合の報酬額  
527単位×10.86円=5723.22円(端数切捨て)

●10名が、ひと月(20日)勤務した場合の基本報酬額  
5,723円×10名×20日=1,144,600円

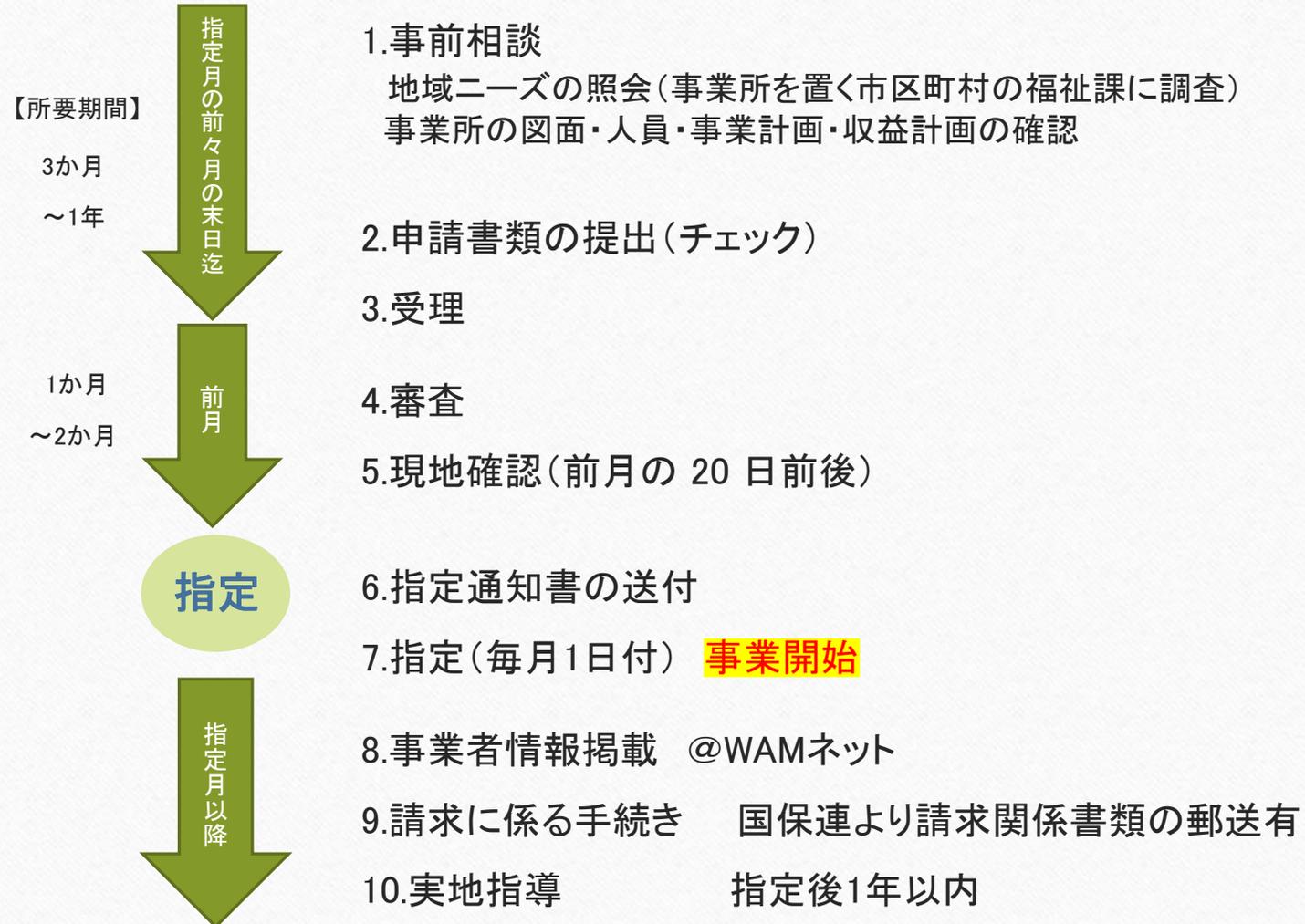
②就労支援事業費収入(売上)

A社からお弁当製造事業を単価500円にて請負し、一日に500個製造した場合の売上  
500円×500個×20日=5,000,000円

○支出

- ・スタッフ数:4名  
(サービス管理責任者・管理者・職業指導員・生活支援員)常勤配置
- ・スタッフ勤務時間:週32時間
- ・スタッフの平均賃金:時給1,000円

# 指定までのスケジュール



# 当社のサポート内容

---

## 【スポットプラン】

- 指定申請サポート 30万円～／1指定
- 更新申請サポート
- 変更届 10万円～／1届出
- 加算体制構築サポート 例: 処遇改善加算新規届出 10万円～／1届出

## 【許認可一括プラン】

上記スポットを不定期でご相談・依頼したい場合  
管理を一括アウトソースしたい場合に便利なプラン。